

第55回岩手県国土利用計画審議会会議録

日 時 平成 24 年 1 月 26 日（木）
午前 10 時 00 分～午後 0 時 10 分
場 所 エスポワールいわて 3 階 特別ホール

出席委員

市 原 裕 子 委員	岩手森林インストラクター
伊 藤 悦 子 委員	岩手県農業農村指導士協会副会長
井良沢 道 也 委員	岩手大学農学部准教授
岩 部 茂 委員	岩手県町村会理事（九戸村長）
川 原 久 子 委員	矢巾町商工会女性部員
坂 本 ゆ り 委員	岩手県教育委員会委員
清 水 幹 夫 委員	不動産鑑定士
高 橋 早 弓 委員	岩手県森林・林業会議理事
谷 藤 裕 明 委員	県市長会会長(盛岡市長)
豊 島 正 幸 委員	岩手県立大学総合政策学部教授
山 添 勝 寛 委員	(株)岩手日報社専務取締役総務局長
若 生 和 江 委員	岩手県環境アドバイザー

1 開 会

[事務局]（及川環境影響評価・土地利用担当課長）

本日はお忙しい中、当審議会に出席いただきありがとうございます。ただいまから第 55 回岩手県国土利用計画審議会を開会いたします。

まず、会議の成立についてご報告いたします。現在、委員数 17 名中 12 名に出席いただいておりますので、国土利用計画審議会条例第 6 条第 2 項の規定に基づき、本審議会は成立していることを報告いたします。

また、当審議会につきましては、「審議会等の会議の公開に関する指針」に基づき、従来どおり公開することとして取り進めて参りますのでご了承願います。

なお、会議の公開に関しまして、当審議会の傍聴要領の一部改正について、事務局から説明がございます。

[事務局]（小野寺主事）

（傍聴要領の一部改正について説明）

2 挨拶

[事務局] (及川環境影響評価・土地利用担当課長)

それでは、次第に従って進めさせていただきます。

はじめに、工藤環境生活部長よりご挨拶を申し上げます。

[事務局] (工藤環境生活部長)

(挨拶)

[事務局] (及川環境影響評価・土地利用担当課長)

続きまして、本日出席されている委員の紹介ですが、昨年 1 月の審議会開催後、委員の変更はございませんので、配布しております委員名簿をもちまして、紹介に代えさせていただきます。

続きまして、議事に入ります前に、配布しております資料の確認をさせていただきます。まず最初に、お手元の方に、知事から豊島会長あての「岩手県土地利用基本計画変更の諮問について」の写しを配布しております。また、先週、委員の皆さまに郵送で資料をお送りさせていただきましたが、その中身も確認させていただきます。

(事前送付資料確認)

なお、資料 1 につきましては、大変申し訳ありませんが誤りがございまして、本日お手元の方に差替えの資料を置かせていただきましたので、申し訳ありませんが差替えをお願いいたします。なお、修正箇所は表の下から 2 番目の「白地地域」の「今回変更」欄の拡大及び縮小面積に一部誤りがございまして、その部分が修正になるものでございます。

また、最後に、お手元の方に森林の土地取得に関する両面カラーコピーを 1 枚配布させていただいております。

以上ですが足りない方はいらっしゃいませんか。

3 議 事

[事務局] (及川環境影響評価・土地利用担当課長)

それでは議事に入らせていただきます。

議事の進行につきましては、当審議会条例第 4 条第 2 項の規定により会長が務めることとされておりますので、以後の進行は豊島会長にお願いしたいと思います。豊島会長よろしく申し上げます。

[豊島会長]

豊島と申します。よろしく申し上げます。

先ほど事務局の方から説明がありました通り、この度「土地利用基本計画変更の諮問」が知事より出されております。どうぞご審議のほどよろしくお願いしたいと思います。

当審議会の、大きな特徴は何かと言えば、私は、ほとんどの領域、分野を網羅しているという点にあるかと思います。先ほどのご挨拶にもありました通り、土地は有限です。そしてその土地を私たちが合理的に、持続的に使っていくための決まりを作っていかななくてはなりません。色々な用途がある中で、利用調整を図るものがないと、無秩序な土地利用となり持続性が確保できない。この審議会を迎えるにあたって、いつもそのことを改めて思い返しております。どうぞ皆様それぞれの視点から、忌憚のないご意見を頂戴してご審議いただくようお願いいたします。それから、審議会は1年に1回ですので、また分野が多分野にわたりますので、用語などがなじまないところが多々あるかと思いますが、どうぞ遠慮なくご質問していただくようお願いいたします。

それではまず、審議会運営規定第5条第2項の規定に基づき、会議録の署名委員を私から指名させていただきます。署名委員は、名簿順に指名しておりますので、今回の会議録署名委員は、川原久子委員、坂本ゆり委員、このお二人にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、知事から諮問されております、議事「岩手県土地利用基本計画(計画図)の変更について」に移ります。まず事務局から説明をお願いいたします。

[事務局] (小野寺主事)

(岩手県土地利用基本計画の概要及び岩手県土地利用基本計画(計画図)の変更について説明)

[豊島会長]

それでは質問をお受けしたいと思いますが、ひとつ私の方から、記載のミスかなと思われませんが、資料の2ページが一番下、6番目の案件ですが、西根都市地域「縮小」とありますが、これは「拡大」ではないでしょうか。

[事務局] (及川環境影響評価・土地利用担当課長)

拡大です。申し訳ございません。

[豊島会長]

それでは、ただいまご説明いただいた変更地域ですが、ざっと概括しますと、都市地域が拡大するものが5件、都市地域が縮小するものが1件記載されている。多くは花巻市の変更案件で、合併に伴ってまとめて都市計画を作るうえで、市街地が連続している、そういう整理をしていくのがよろしかろうという要望が出されている、ということのようです。

それから3ページ目は農業地域と森林地域ですが、7、8、9、10の案件はいずれも農業地域が縮小する案件です。それから11～15については森林地域が縮小あるいは15については拡大、という案件でございます。

属地的な要素を持ったところでありますので、その点も含めて、属地的な視点からもご

意見をいただければと思います。

ではただいまの説明に対して、ご意見、ご質問をお願いしたいと思います。

[市原委員]

まず、5件目の案件についてですが、田瀬湖の開発ということで、最初は開発を前提として都市地域に指定していたということですが、都市地域に指定するという事は、むやみやたらに開発がされないように規制するためだったのか、「どうぞ開発してください」という意味合いだったのか、という質問です。

また、3ページ目で開発により森林でなくなった地域については、この資料だけだと開発を勝手にしてしまった後で「どうですか」と聞かれているような感じを受けるのですが、その前段階として森林審議会等で許可を受けてからされている開発行為だと思いますので、どの案件についても、そのような前段階があるのであれば、それを見えるような形で示していただきたいというのと、そのような許可を受けて段取りを踏みながら進んできた開発について、この場で万が一だめ出しが出たときに、後戻りができるのか、ということをお教えいただきたいと思います。

[豊島会長]

では事務局の方からお願いします。

[事務局] (小野寺主事)

田瀬湖の件ですが、計画が予定されていた当初、都市地域に指定されたのは、基本的に今後開発が見込まれる地域について乱開発を防ぐというような趣旨で指定されるもので、当初はそういった趣旨で指定されていたものだと思います。今回は既に計画がなくなったということで、指定の必要がなくなったということで、見直しに合わせて都市地域から除外するということになりました。

それから、森林地域の縮小の関係ですが、おっしゃった通り、森林地域の縮小につきましては林地開発許可という制度がございまして、そちらの方で森林審議会を通して許可が出された案件、全てそのような案件になっております。

[事務局] (川守主査)

少し付け加えさせていただきますが、森林につきましては、開発許可が森林法の方で最初に行われて開発するという事になっておりまして、他の農業とか都市計画のように今後の利用の計画として地域を設定するというよりも、開発等が前提になっているということで、それにつきましては森林法の方で許可基準にのっとって許可を与えるということになっております。なお、土地利用基本計画につきましては、各個別法の上位計画という位置付けになっていることもございまして、各個別法につきましては土地利用基本計画を基

本としまして、当然それに見合った形で許可、開発が行われていると考えております。

なお、この時点で開発は既に終わり、森林地域の場合は現況森林をとっており、森林がなくなった時点で森林地域から外すということになりますので、当然のことながら「この時点で森林を外すのはいかがなものか」と言っても、現況は既に森林ではなくなっているということでございます。

しかしながら、林地の開発等につきましては、国土利用計画の方でも数値の目標を定めておりますので、それらの目標に向かった形での土地利用がなされているのか、もしくは県の土地利用の基本方向に沿っているのか、というところについて、今後の林地開発の許可を行うにあたって、委員の皆さまからも色々なご意見をいただくことが必要かと思っておりますので、どうしても原則的にこの場で「森林地域から外せません」というお話をされたとしても、森林については開発許可が終わっているということで、以前にもお話しされているかと思いますが、どうしても事後報告的な形は否めないという前提で、五地域の変更案件を提出させていただいております。

また、都市地域の件でも付け加えさせていただきますと、田瀬湖でございますが、以前「田瀬湖レイクリゾート計画」というものがございまして、そちらの方は一部計画の方も進行して、現在では計画が進んでおりませんので、花巻市さんとしても今後この地域は自然的な土地利用をしていく、ということで都市地域から外したものと思われまして。

[豊島会長]

林地開発許可に伴いまして、林地が他用途に変わっていった、これにつきましては、その開発目的がなくなった段階で、また森林地域に編入するということはあり得るのですね。

[事務局]（森林保全課 石井保全・治山林道担当課長）

森林保全課の保全・治山林道を担当しております、石井と申します。よろしくお願いたします。林地開発許可ということですが、今のところ、例えば森林が、ここで言うところの一回森林から除外されたということですが、例えば植林などということになれば、その時点でまた森林地域に戻すこととなります。ですので、出入りと言いますか、そういうことは当然でございます。また、林地開発許可については、後でまた説明があるかと思いますが、1 ha 以上の森林地域を開発する場合には、林地開発の許可基準というものがございまして、災害、水害の防止、あるいは水を育む働き、あるいは環境を守る働きなどを十分に審査いたしまして、許可ということを行っております。

[豊島会長]

その他にはございませんか。

[山添委員]

今の点にも関係があると思いますが、13番目の盛岡森林地域、滝沢村のモトクロス計画ですが、一つはこれの運営主体がどこなのか、それから、ここに書いてある文章を読むと、前にも同じような質問をしたかもしれませんが、「現況が既に森林でなくなったということで森林地域から除外する」という表現になっていますが、要するに「既にそうなったから承認してくれ」ということなのか、先ほどのご質問とも関連するかと思いますが、お伺いしたいと思います。

また、11件目から15件目について、地元の自治体や地元との協議というのはどうなっているのか、「関連する個別規制法の措置(予定)」のところでは、ずっと先の平成28年の予定ということも書いてありますけども、地元との話し合いというのはこれから行うことになるのか、お伺いしたいと思います。

[豊島会長]

事務局お願いします。

[事務局] (小野寺主事)

まず、13件目の盛岡森林地域縮小、モトクロス場の案件ですが、事業主体は民間のスポーツクラブとなっております。森林地域の縮小につきましては、「追認ではないですか」というご指摘がございますが、森林地域につきましては、「現在森林であるかどうか」という現況主義で計画を変更しているものでございまして、仮に林地開発許可の段階で、開発前の段階で、地域森林計画から外した場合に、森林法による規制の対象外になってしまうことから、林地開発行為の中断が生じた際には、森林として適切に管理することができなくなるなどの問題が発生するため、そのような方法をとっているものでございます。

[豊島会長]

現況主義というのはそのような意味合いを含んでいるということですね。

[事務局] (小野寺主事)

はい。また、11件目から15件目の、平成24年以降、随時「地域森林計画の樹立」となっておりますのは、5年に一回樹立することになっておりまして、この「24年、25年、27年」と言いますのは5年に一回の樹立の時期に合わせて、今回の縮小案件が反映されます、ということです。ですが、申しあげました通り、すでに林地開発許可が出ており、すでに森林ではなくなっている地域ということになります。

私が説明の際に申しあげました、「地元の意向」といった点に関しましては、都市や農業の変更に関しては住民説明会やパブリックコメントなどの手続きがとられているものでございますが、森林地域に関しましては、森林審議会の方で問題ないかどうか判定されると

いう手続きになっております。

[山添委員]

仮に、このモトクロス計画について、地元から「もうやめてくれ」といった声が出た場合に、それに対してはどのような対策というか、地元の声に応える措置というのはどのようなになっているのでしょうか。

[事務局] (森林保全課 石井保全・治山林道担当課長)

今現在は、先ほどの説明にあった通り、森林から除外されてモトクロス場に現状はなっているわけで、これについて地元の住民から「やめてくれ」といったことがあった場合、私どもの方では先ほど言った通り既に許可をしておりますので、許可の4つの基準、先ほど説明したとおりということになります。あとはこの運営している民間の事業者と、例えば地元の市町村を通じて地元との調整をしていただいて、良い方向に持っていくということが考えられると思います。

[豊島会長]

その点は、林地開発許可をする、しない、のプロセスに関わっているということですね。林地開発許可制度というものが、災害、環境、あるいは生活に影響を及ぼさないかどうかというところ、あるいは対策を講じて許可されるものと理解しております。

それでは若生委員お願いします。

[若生委員]

今の全体の話聞いていて思ったのですが、「変更を必要とする理由」のところ、「現況が何々でなくなったために除外する」というだけでは、今のようにわかりづらい部分もありますので、やはり最初に市町村なり住民なりの要望があって、「ここは住む人が増えてくるだろうから住宅地を増やしたい」といったようなことがこの欄の理由につながると思いますが、そこが見えないので、今のような心配がたくさん出てくるのではないかと思います。特に森林の減少に関して、たぶん、仕事を作るために草地を作るとか、草地を作るためのひとつ前の理由が、地元から出た理由が何かあると思うのですが、そこが見えるような記載をしていただくと、より理解が早いのではないかと思いますので、そのあたりの付け加えを是非お願いしたいと思います。

[豊島会長]

ありがとうございます。そうですね、長いスケールで土地の履歴を記載していただくと参考になるかと思います。

[事務局] (小野寺主事)

はい。ありがとうございます。

[豊島会長]

その他にいかがでしょうか。

[坂本委員]

伺うほどのことではないかもしれませんが、葛巻町の盛岡森林地域拡大のところですが、葛巻町は私が住んでいる町の隣で、いつもグローバルに色々考えていらっしゃると思っているのですが、「拡大」というのは珍しいと思ひまして、一部分の草地を森林に戻すわけですよね。この草地は元々、開墾して何に使われていたのですか。

[事務局] (森林整備課 太田計画担当課長)

森林整備課の太田と申します。よろしくお願ひいたします。草地について、農業の方がお詳しいかとも思いますが、森林の中にある草地と言うのは、元々原野的なもので、大きく根を開墾したりということがない場合は、草刈り場とかですね、おそらく直接牛などを放していた場所ではないと思います。元々森林の利用の中では、草地を刈り取って、自分のところで飼っている家畜に対して餌を供給するということもありますので、ここにつきましてもそういった利用がされてきたのではないかと、あくまで推測でございます。正確な回答ではございませんけども、実際に植栽をする前は草地的利用をやってきた土地ということで、今回植栽をされた葛巻町の方は、非常に経営面積も大きく、土地利用をどんどん森林に変えていこうという意欲のある方ですので、特にこれはカラマツという、今非常に値段が高いと言いますか、良い木とされている木を植栽されておりますので、健全的な経営管理の下で、土地の有効利用を図ったと考えております。

[坂本委員]

すばらしいことだと思います。もしこのようなことをする場合は、許可を得て、植林をして申請をするということになるのですか。「これから植林をします」ということではなくて、ある程度植林をしてからということになるのですか。

[事務局] (森林整備課 太田計画担当課長)

写真にございますように、おそらく公共事業であります「森林整備事業」に基づきまして、「植林が終わりました」という完了の写真が載っております。ですからこれは当然、葛巻町の農業委員会からの許可をとりまして、農地から森林に変えても良いという事前の許可をとってからでなければ植栽できませんので、それが確認された上で植林されたものをご理解いただければと思います。

[坂本委員]

この写真はもう植林してあるということですね。人が立っている写真は、植林してあるところを写しているわけですね。

[事務局] (森林整備課 太田計画担当課長)

そうです。カラマツは10 cm位の非常に短いもので、また細いものですから、写真の木の色も薄いものですから、後ろの牧草の色に負けている可能性がございますが、植栽してからの完了確認の写真でございます。

[坂本委員]

わかりました。ありがとうございます。

[豊島会長]

それに関連してですが、例えば今の話は、カラマツを新たに植林したと、そして農業委員会からの農地転用の許可を得ていると。もし、かつて草地的利用をしていた土地を、そのまま使用しなくなると雑木が生えて参りますが、そうしますとその後はどうになるのでしょうか。現況主義をとりますと、森林に編入されていくということでしょうか。

[事務局] (森林整備課 太田計画担当課長)

農地の場合、農業振興地域とか農用地区域とか、混在して良い場合と、農用地として登録されたからには、そこから外さないと森林には勝手に編入できないというルールがございますので、農政サイド、市町村の農業委員会と協議した上で、また所有者の方がどのように考えているのかというのを林業サイドで確認していきながら、土地利用の方向性を決めていくということになります。

[豊島会長]

些細なことかもしれませんが、質に関わってくる要素があるなと思って伺いました。他にいかがでしょうか。

[伊藤委員]

今の森林の部分に関してなのですが、私は県の農政審議会の方にも出席しておりまして、そこに各市町村の農業委員から上がってくる案件の中に、やはり農地を森林に変えていくという案件もいくつかございます。その一番大きい理由は、結局、高齢になったために農地を管理できなくなってきて植林するという方法、方法というか、そのようにして土地を守っていかなければならないという理由があるということをつけ加えておきます。

[豊島会長]

他にございませんか。

[若生委員]

議題のところにはないので確認なのですが、今の出てきた案件についての承認をした後で、それ以外の全体的なこれからの土地利用に関わる意見というのを申し上げる機会はこの後どこかであるのでしょうか。

[豊島会長]

作りましょう。この答申が一区切りしましたら。

それでは他にございませんか。

ございませんようなので、ただ今ご審議いただきました岩手県土地利用基本計画の変更について、当審議会として「原案を適当と認める」旨を知事に答申することといたします。ご異議ございませんでしょうか。

[委員一同]

異議なし。

[豊島会長]

ありがとうございます。それでは以上で、土地利用基本計画についての審議を終わります。

それでは続きまして、若生委員ご意見をどうぞ。

[若生委員]

さきほどから、森林であったり農地であったり、「質的な向上」を見た上での土地利用基本計画、これの見直しがやはり必要ではないかという視点の意見が続いていると思います。3月11日以来、県土のあり方を今までと同じではなく、本当に見直す時に来たんだな、と思いがあります。例えば森林についても、木としての利用を高めるための山を作るところなのか、それとも水源涵養等に重点を置いた森林なのか、手つかずの自然を残すべきものなのか、そのあたりについて県としての意思を持った、「ここはこういう森林にするのが適当」というような考え方を持って森林づくりをしていって、単なる木材を出すだけではなく、二酸化炭素の吸収のところで、吸収した分を排出権として売り買いするといったところにも、今後岩手県は可能性があるのではないかと思いますので、例えば先ほど出た農地を森林に、という時に、それに見合う森林になるような指導をしていくとか、先を見据えた県土の利用の計画というものを持ってほしいというのがひとつです。また、農地に関して、耕作放棄地は森林に戻すのか、農地として活用する方法を考えるのか、という大き

く分けて二つあったと思うのですが、太陽光発電とか風力発電とか、エネルギーの面でもこの岩手県の県土で自然エネルギーを作り出す方法をこれから考えられていって、それに使われるべき土地というのにも必要になってくると思いますので、今までになかった視点で、エネルギーを自給するということも見ながらの、新しい視点での土地利用計画というものを是非作ってほしいというのが、希望といたしますか、意見でした。

[豊島会長]

ありがとうございます。新しい視点が必要になるそれぞれの段階で、今まで定めていた方向性、これをやはり大きく見直す必要があった時には、大きな事態としてこの場で審議されるべきだと理解します。

若生委員のご意見に対して、事務局の方から今の段階で何かございますか。

[事務局]（及川環境影響評価・土地利用担当課長）

国土利用計画岩手県計画(第四次)という参考資料を配布しておりますが、この計画は平成20年に策定しております。平成29年度まで、それぞれの利用区分ごとの目標面積を定めておりますが、概ね5年後に見直しするという表現がございます。先ほど若生委員からもお話がありました通り、昨年3月の大震災で、沿岸部の土地利用は今後、現行とは違う書き方が当然求められておりますので、その辺も含めまして、若生委員の先ほどのご意見も参考にしていきたいと思っております。

[豊島会長]

沿岸地域は特徴的な地形、土地利用がされているところですが、これから集団移転等々、住まい方を考えていく上で、どうしても土地利用は関わって参ります。

井良沢委員、ご専門である災害面でも非常に大きな要素になってくると思います。またその段階でご審議いただければと思います。

4 報告事項

(1)東日本大震災復興特別区域法(復興特区法)における土地利用基本計画の変更等の一元的処理について

[豊島会長]

それでは報告事項に移ります。まず、「東日本大震災復興特別区域法(復興特区法)における土地利用基本計画の変更等の一元的処理について」、事務局から説明をお願いします。

[事務局]（小野寺主事）

(東日本大震災復興特別区域法(復興特区法)における土地利用基本計画の変更等の一元的処理について説明)

[豊島会長]

ありがとうございました。

復興に向けて「スピード感」という声が色々なところで聞かれます。この復興特区法が成立しまして、これに基づいて土地利用基本計画の変更が行われていけば、スピード感は確実に高まると思います。それに関連して、土地利用基本計画の変更については、復興整備協議会ができた段階においては、当審議会の議は経ないという扱いになるというご説明だったかと思います。それでよろしいですか。

[事務局]

はい。

[豊島会長]

それでは、これについてご質問等がございますか。

[山添委員]

この審議会とは関係ないかもしれませんが、震災からの復興についての計画については色々な意見があるわけで、まさに百家争鳴なわけですが、ひとつの意見として、見逃されがちな意見がありまして、それが大事だと思っておりまして、一つはやはり、スピード、早く早く、ということが先行して、前面に出て、本当に被災者の立場に立った復興計画なのかと、つまりそういったことを全く無視して「創造的復興」とかいう言葉でもって一括りにして、どんどん進めていくと、その進め方についても、極端な言い方をするとコンサルタント会社に頼んで、早く早くということで進めていくと、そのような意見もあるわけですね。色々な雑誌や本などでそのような意見も出ていますけども、具体的に言うと宮城県の復興計画は1か月でできたのと、ところがよく見てみると、全部コンサルタント会社に丸投げをして作っていると、具体的な名前を出すのは避けますけども、それに比べて岩手県は地元の意見を比較的好く吸い上げているという比較の考え方もあるのですが、やはり復興計画を作るにあたって、土地利用という面でも、被災者の立場をよく吸い上げるように、というのが大事なのではないかな、と思いました。一応要望として言っておきます。

[豊島会長]

ありがとうございました。

他にはございませんか。

(2) 土地利用区分別面積の推移について

[豊島会長]

ございませんようですので、次に移ります。(2)土地利用区分別面積の推移について、説

明をお願いします。

〔事務局〕（川守主査）

（土地利用区分別面積の推移について説明）

〔豊島会長〕

ありがとうございました。

目標年である平成 29 年までの予測、目標と照らし合わせて、中間にあたる現在までの経緯を図で示していただきました。県土利用の基本方針としては、自然的土地利用の減少抑制ということをおっしゃっております。その意味では、表の青い線、これに沿っていけばよしということではなく、それよりできれば先ほどの基本方針に沿って、自然的土地利用の減少が抑制されているという、良い方にずれていけばなおよし、そのように受け止めておりますが、事務局の方で、中間地点である現時点までの推移を見て、何か特にこの点に注意しておきたいという点がありましたら、ご指摘いただきたいのですが。

〔事務局〕（川守主査）

先ほど説明した内容にもあります通り、心配されるような大きな減少というのは、現時点では感じておりません。当然のことながら、青い線で描かれている減少、増加の数値につきましても、あくまでも単純に基準地から目標値を繋いだ線でございますので、当然のことながら土地利用の集計的なもの、また利用転換の集中時期等々によりまして、赤の線にはどうしても波が生じることはやむを得ないと思っておりますので、現段階においてある程度計画から少し乖離しているような様子が見られる土地利用につきましても、来年以降もそのような推移が続くのかどうか、その辺りを見極めた上で、今後の目標の見直しが必要なについても、その段階でお示ししていくことになるかと思っておりますので、今の段階ではまだそのような考えは持っておりません。

また、付け加えさせていただきますと、震災によります沿岸地域の土地利用、こちらのほうは高台移転等の土地利用に伴います、まちづくりによる土地利用を今やっておりますが、今は規模等がはっきりしておりませんので、来年度以降にわかってきた段階で、また報告と合わせてご説明できるのではないかと考えております。

〔豊島会長〕

ありがとうございました。皆様からご質問ございますか。

〔若生委員〕

先ほど、国土利用計画岩手県計画についても 5 年のところで 1 回見直しをするというお話をいただきましたが、やはり震災以降のことと、高齢化が進んで岩手県の人口が減っていくという中で、宅地や都市の面積が少しずつでも増えていくというのは、あるかもしれ

ませんが、やはり少しずつ鈍化していくとも思いますし、住宅の建て方やまちづくりというのはここで大きく変わってくる可能性が見えてきたということで、一世代だけが住まう家ではなくて、ずっと何世代も住める家だったり、例えば住んでいる人が変わっても、そこにまた新たに入ってくる人がいて住み続けられる住宅づくりだったり、というような、「持続可能」というところを深く考えてまちづくりができるような、意見をちゃんと出せるような計画に、是非盛り込んでほしいと思います。そうすると県産材の利活用も進むのではないかという希望もありますし、持続可能であることというのは災害のうえでも、高齢化が進んでいるというところでも、「安心して住まえるまちづくり」というところにも繋がってくる部分があると思いますので、色々な意味で中身の部分というか、暮らしに関わるような方向性が見えるような利用計画を、是非検討しながら進めていただきたいと思います。

[豊島会長]

ありがとうございました。これについて事務局いかがですか。

[事務局] (川守主査)

貴重なご意見ありがとうございました。国土利用計画は平成20年に策定させていただきまして、ある程度、少子高齢化等も含めて、今後予想されることについては、かなり当時議論がなされたように聞いております。また、その結果につきましても、かなりの面で現在の国土利用計画岩手県計画には反映されているというふうに感じておりますので、それを実際に実行していくという意味での、関係部署での協力とか、そういうものが今後は必要になってくるのではないかと思います。また、先ほど事務局の方から説明いたしました5年での見直しということについては、一つの目安ということで書かれているものでございますので、やはり色々な状況に応じた内容での見直しというのは、その時点で必要な場合にはご審議いただくということになるかと思っております。

[豊島会長]

はい。他にはいかがでしょうか。

[井良沢委員]

土地利用区分については、農地とか宅地については民間の力が働くものだと思いますが、水面・河川・水路や道路などのいわゆる公共投資によるものは、行政の計画などで来年やるのか、5年後にやるのかというのはある程度見えてくるものだと思いますので、もちろん公共投資にかかるお金の規模や、災害対応などもあると思いますので、見えてきた段階でよろしいと思いますが、来年とか2年後とか、現時点でどうなっているかというのがもう少し見える形で示していただけると、どういう方向でいくのかがわかりやすいかと思

ますので、検討していただければと思います。

[豊島会長]

実績の数値のみならず、その時点ごとでの近未来というか、ここ2、3年くらいでこうなるのではないかと、という方向も併せた資料を提供いただきたい、という趣旨でよろしいですか。

[井良沢委員]

はい。

[豊島委員]

他にございませんか。

[市原委員]

言葉が少ししっくりこないのか、「目標面積」という言葉があると思いますが、この青い線がそれを示しているわけですが、道路などは「ここまで増えればいいな」というプラスの方の目標だと思いますが、農地などは「あまり減ってほしくないけれど減ってしまう」という、これは目標というのか、「最低限これ以上減らないようにしたい」という線なのか、希望的な線なのか、仕方なくこうなっていく線なのかというのが見えてくるといいなと思ったのですが、どうでしょうか。

[豊島会長]

ある会議のときにもそういった内容のお話がありまして、「見通し」「予想」といった意味合いを持って使いましょ、というような意見が交わされたように記憶しておりまして、とにかく目標ではなくてその時代時代の趨勢、情勢に合わせてこうなるのではないかと、という「見通し」ということでよろしいですね。

[事務局] (川守主査)

その通りです。

[豊島会長]

ですので、良い意味でそれてほしい、ということでございます。
その他にございますか。

[伊藤委員]

農用地に関してですが、耕作放棄地、農地を維持管理していくという点について、大き

な問題になっていると思います。労働力の不足ですね。今、平均年齢が66歳くらいですから、ここ5年の間に本当に一気に様変わりしてしまうような不安があるわけですが、遊休農地、そういうものも、今現在、普通の水田を耕作できなくて、貸したり借りたりというのは普通に行われるのですが、集落営農あたりでもって、大きく土地を管理していくという部分にとっては、とてもハードルが高すぎる。そっちにポツン、こっちにポツンという農地をどのようにまとめていったらいいのかという部分を考えていきますと、国とか行政のほうで大きな改革が必要ではないかと思います。国や県が買い上げるような形で一カ所で農地をまとめて管理していく方向でないと、もう将来やっていけないような気がするので、そういう方向で進めていってほしい、という意見です。

[豊島会長]

事務局からコメントございますか。

[事務局] (農業振興課 高橋農地・交流担当課長)

農業振興課の高橋と申します。貴重なご意見ありがとうございます。食料自給率向上ということを、国のほうでも言っておりますし、県としても農業は重要な施策でございますので、大切な資源である農地を、耕作放棄地を解消しながら、資源の有効な活用とか農業の進展に関する事で、今ご意見を伺いまして、そのような方向で検討しながら進めさせていただきたいと思います。

[豊島会長]

耕作放棄地の場合は、農用地からは外れてカウントされますよね。そうしますと、その減少が著しくなったときには、「耕作放棄」という要素も加味して考えなければならないと思います。

他にはございますか。

[若生委員]

これからの担い手がどうなるのかという今のご意見は、本当に大事なご意見だったと思いますが、集積だけではない岩手なりのやり方というか、点在していても森林と同じように、県土保全であったり多様な生物の保全であったり、なくてはならないものを守っているところにお金が落ちてくるような仕組みを探してくるか、作るとか、「多様な担い手」という言葉も、前回の計画を作るときに皆さんでいっぱい気持ちを込めて入れたような思いがしますので、買い手の側の消費者の側も農地を支えられる方法とか、農業をやっていない人たちにも農地に来て汗をかいてもらって、農地で作られるものの値段が適当な値段、続けられる値段というものがどういうものなのかをわかってもらって、ちゃんと成り立つ値段で買ってもらえるようにするとか、そういう部分を見落とさないでやっていかないと、

岩手のせつかく変わらないできた良いものを活かす方法が見えないような気がするので、「集めて広く、単価を下げて」という視点だけではない、逆の視点での耕作放棄地対策を是非お願いしたいと思います。

(3) 五地域担当各課からの現状報告

[豊島会長]

多様なやり方を工夫して参りましょう。

それでは続きまして、五地域担当各課からの現状報告をいただきたいと思います。時間も迫っておりますので、短くお願いしたいと思いますが、森林整備課からお願いします。

[事務局] (森林整備課 太田計画担当課長)

(森林に関する情報提供について説明)

[豊島会長]

はい、ありがとうございました。森林整備課から情報提供がございました。

もしよろしければ谷藤委員、岩部委員から、行政の現場から見てこの点に関して、何かコメントございますか。

[谷藤委員]

特に森林関係ですけれども、所有者の代が替わってしまっていて、なかなか境界もわからないこともございまして、地積を決定していく上で、そのあたりの追跡がなかなか困難になってきています。また、これから間伐や森林整備をしていくうえでも、その辺のことを押さえていくことは非常に大事だと思っています。木質バイオマスとか、色々なことに活用するにしても、それらのことが壁になることも出てくるのかもしれないと、そうすると地籍調査などにも相当力を入れて進めていかなければならないと思っています。いずれ、岩手としては、森林の果たしている役割は非常にこれから価値が出てくるのではないかと考えておりますので、活用していくということも十分意識した進め方をしていってもらえればと思います。

[豊島会長]

ありがとうございました。それでは岩部委員は何かございませんか。

[岩部委員]

今の山の話ですが、昭和 30 年代であれば、自給率が 90% 台、95% 以上ありました。それが昭和 39 年に木材の自由化がされ、その後燃料革命もありました。また為替レートの固定相場制が変動相場制になりました。1 ドル 360 円が今は 80 円以下ですと、そういうこと

がありまして、今では 20% 少ししかないですね。それで今はどういう状況かという、ほとんどの人が山には行きませんよ。行ったってお金になりませんから。ですから、やはりこれは岩手県だけでは私はできないと思います。国の方針としてどう持っていくかという、今は「森林・林業再生プラン」ということで、10 年間で 50% の自給率を目標にしています。ただ、これはすでに計画がスタートしていますから、具体的にどうなっているかと言いますと、国際競争力と言いますか、コストダウン、要するに単価と言いますか、「そのコストであれば太刀打ちできますよ」ということですが、それに持っていくのがなかなか大変だというのが現実です。

それともう一つ今日の会議の関係ですが、私は前から言っておりますが、この国土利用計画法というのが何の法律かという、要するにバブル時代の価格統制、価格規制の法律ですと、それにならった形が農振法、森林法の関係で、要するに昔であればどこにでもゴルフ場ができると、その林地開発を規制するためにこの法律が出てきたと私は思っております。ただ、バブル時代はそれで良かったと思いますが、今は全く逆な時代です。ですから、色々な規制を敷くというのはいい面もたくさんありますが、特に今のような震災復興などは、何もなくてもまだまだ大変ですよ。それを色々な規制を加えているとなれば、まあいつのことらや、という気もしておりますので、やはりその時代にあった法律の運用というのも私は大事だと思っております。

[豊島会長]

ありがとうございました。

それではその他、何かございますか。

5 その他

[豊島会長]

それではその他に移りたいと思います。委員の皆さまあるいは事務局から何かございますか。

[事務局]（及川課長）

それでは、事務局から次回の審議会の開催予定につきましてご説明いたします。先ほど資料 2 でご説明いたしましたが、復興特区法に基づきまして、被災市町村が組織する復興整備協議会が設置されて、その協議会の中で土地利用基本計画の変更が協議された場合には、当審議会での審議は不要になります。しかしながら、復興整備協議会が何らかの理由で設置されないとか、現時点ではどうなるか不透明な部分がございますが、その場合には従前どおり当審議会におきまして審議することになります。仮にもし沿岸市町村で、今日ご審議いただいた土地利用基本計画の変更が生じた場合には、例年 1 月に開催しているわけですが、復興に向けた早期のまちづくりが求められておりますので、場合に

よっては審議会の時期を1月から前倒しして秋に開催するとか、年2回開催するということも予想されますが、いずれ現時点では不明な部分がございます。つきましては、あらかじめ委員の皆さまに事前に日程調整をさせていただきますので、その際にはよろしく願いいたします。

6 閉会

[豊島会長]

他にございませんでしょうか。

それでは本日の議事をこれで終わりたいと思います。多数のご意見を頂戴いたしまして、また議事進行にご協力いただきまして、御礼申し上げます。

「土地」というのは私たちの基盤であります。私は昭和20年後半生まれで、高度経済成長期に育ったものではあります。その時代から土地利用を見ますと、そこには本当に色濃く時代背景とか、目指したものが出て参りまして、少し大きく時間をとると、今がどういう時代なのかというのがよく見えるときがあります。先ほど岩部委員のお話にもありましたが、森林がかなり変わってきたものとして捉えられている、そこに本質的な問題も生じているということで、土地利用について少し長い履歴などの情報もこれから加えていただきながら、審議させていただければと思います。その点だけ要望させていただきます。

それでは、本日の会議はこれで終了したいと思います。どうもありがとうございました。